

美里公園 Park-PFI 事業者公募資料作成検討業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

※本プロポーザルは、沖縄振興公共投資交付金の交付決定を前提に実施するものであり、交付決定に至らなかった場合、本プロポーザルについて効力を失う。

1. 業務概要

(1) 目的

令和7年度に実施した近隣公園民間活力導入可能性調査業務において、市内に11ある近隣公園の中から、事業の成立性を高める要素である周辺人口・来訪者・交通量・視認性などにおいて、最も優れていた美里公園を民間活力導入の対象公園として選定し、サウンディング調査を実施した結果、当該公園の立地特性から事業への参画に前向きな意向が確認できた。

本業務は、都市公園の質を向上させ、市民サービスの拡充を図る上で、その根幹となる Park-PFI 制度の導入に向けた公募設置等指針の策定を行うものである。

(2) 業務名：美里公園 Park-PFI 事業者公募資料作成検討業務委託

(3) 業務内容：概要仕様書のとおり

(4) 業務期間：着手日から令和8年12月16日（水）まで

2. 提案上限額

11,275,000 円（消費税含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。また、参考見積書の金額は、この提案上限額を超えてはならない（超過した場合は失格となる）。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たすものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 公示日現在から契約候補者特定の日まで、「沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成24年4月16日決裁）」の規定による入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産手続き開始の申立て中または破産

手続き中でないこと。

- (6) 沖縄市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 21 日条例第 15 号）第 2 条の暴力団及び暴力団員に該当しないこと。また、第 5 条に関わる責務を果たせること。
- (7) 本社の所在地が日本国内であること。
- (8) 「令和 7、8 年度 沖縄市入札参加資格者登録名簿」に登録していること。
- (9) 過去 5 年以内に元請けとして同種・類似業務の実績を有すること。
- (10) 設計共同体を組織して参加する場合は、構成者が（1）～（9）を全て満たしていること。この場合においては、参加申込書の提出までに設計共同体を組織し、設計共同体の設置に関する協定書（任意様式）を企画提案書等の提出時に添付すること。
- (11) 管理技術者及び照査技術者においては、技術士^{※1}もしくは RCCM^{※2}の有資格者を配置すること。

※1：建設部門（都市及び地方計画）

※2：都市計画及び地方計画

4. 質問の受付・回答

- (1) 提出方法：質問書（様式 1）により、メールにて提出すること。

提出先アドレス parka65@city.okinawa.lg.jp

※メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

- (2) 提出期限：令和 8 年 4 月 28 日（火）正午まで（必着）
- (3) 回答日：令和 8 年 5 月 1 日（金）
- (4) 回答方法：本市ホームページに掲載

※本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成・提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限る。

5. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類：別紙「企画提案書等作成要領」を参照の上、以下の書類を提出すること。

- ① 参加申込書
- ② 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届
- ③ 各種調書
- ④ 企画提案書
- ⑤ 参考見積書
- ⑥ その他証明書類等

- (2) 提出場所：沖縄市役所 建設部 公園みどり課

- (3) 提出方法：持参又は郵送

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 提出期限：令和 8年 5月15日（金）正午まで（必着）

6. 審査方法

第1次審査と第2次審査の合計点数が最も高い者を最優秀提案者として選定するものとし、以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書等を下記7の(1)で示す審査基準及び配点に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選定する（3者程度）。

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選定された者により、企画提案についてのプレゼンテーションを実施し、下記7の(2)で示す審査基準及び配点に基づいて審査する。

※1事業者につき30分程度（説明20分程度、質疑応答10分程度）とする。

※2次審査においては、液晶テレビ、パソコン等を使用できるものとする。液晶テレビ及びHDMIケーブルは本市が用意するが、パソコンは提案者側で用意すること。

(3) 最優秀提案者の選定

- ① 合計点が一定水準（合計点が満点の60%以上）に達しない場合は、最優秀提案者として選定しない。
- ② 合計点が同数である者が複数の場合は、第2次審査の評価点が高い提案者を最優秀提案者として選定する。なお、第2次審査の評価点も同じ場合は、参考見積書の金額が最も安価な提案者を最優秀提案者として選定する。金額も同額の場合は、公募型プロポーザル評価委員会の投票で最優秀提案者を決定する。
- ③ 提案者が1者のみの場合でも審査は実施し、上記に示す審査と同様の選定方法とする。

(4) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知する（選定された提案者には、第2次審査の案内も併せて行う）。

② 第2次審査

審査結果を書面により通知する。

7. 審査基準及び配点

(1) 第1次審査 (20点満点)

評価項目		配点
企業実績等	地理的条件	5
	同種・類似業務の実績件数	5
管理技術者の実績等	資格	5
	同種・類似業務の実績件数	5

(2) 第2次審査 (80点満点)

「概要仕様書」に示す業務について、目的や課題が認識され、具体的かつ確で実現性のある提案となっているかどうか、プレゼンテーションを通して総合的に評価する。

評価項目		評価の視点	配点
業務実施方針	実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的に対する理解度は高いか。 ・業務対象箇所（美里公園）の状況を把握し、課題の抽出や解決策（対応内容）などは具体的かつ適切か。 	15
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配置技術者の資格、人数など、業務を遂行するうえでの確な体制が確保されているか。 ・業務手順の妥当性、成果品の内容の適正さに係る照査の体制が確保されているか。 	10
	業務工程	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な工程計画となっているか。 ・委託期間を通してやるべきことが網羅されているか。 	5
企画提案内容	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公募設置等指針の作成にあたり、令和7年度の可能性調査業務の成果内容（報告書）を理解しているか。 ・公募設置等指針の策定について、具体的なプロセスが示されているか。 ・美里公園利用者および近隣住民からの要望を公募設置等指針に落とし込む（反映させる）方策が提案されているか。 ・既存公園施設を有効活用するアイデアが提案されているか。 ・地域と事業者との連携（協力）を図るための方策が示されているか。 ・市場と乖離した公募条件にならないような方策が示されているか。 	25

	独自性	・業務遂行に有用な独自のアイデアを活かした創意工夫のある提案となっているか。	10
プレゼンテーション能力	説明内容	・論理的な説明であり、業務に対する取組意欲が感じられるか。	10
	質疑応答	・質問に対して的確に回答できているか。	5

8. スケジュール

項目	日程
公示	令和8年4月21日(火)
質問受付締切	令和8年4月28日(火) (正午まで)
質問回答	令和8年5月 1日(金)
企画提案書等受付締切	令和8年5月15日(金) (正午まで)
第1次審査(書類審査)	令和8年5月18日(月)
第1次審査結果通知	令和8年5月19日(火)
第2次審査(プレゼンテーションおよびヒアリングによる最終審査)	令和8年5月22日(金)
最終結果通知	令和8年5月26日(火)
契約締結	令和8年6月 中旬
業務開始	

※現時点での予定であり、都合により変更する場合がある。

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提出書類等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、設定された本業務に関する上限額を超過したもの

10. 契約

(1) 契約候補者の特定

沖縄市は、評価委員会にて最優秀提案者として選定した者を本業務に係る随意契約の候補者として特定する。ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者として再特定する。

- ① 契約候補者が、地方自治法施行令 167 条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなったとき。
- ② 契約候補者が、沖縄市から指名停止措置を受けることとなったとき
- ③ 契約候補者からの見積徴取及び協議の結果、合意に至らなかったとき
- ④ 契約候補者が本契約の契約を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 契約金額

契約金額は、提案上限額の 11,275,000 円(消費税含む)を超えない範囲とする。

(3) 契約内容及び実施条件

- ① 契約内容については、提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行い、決定する。
- ② 業務実施体制に記載した配置予定担当者については、特別の理由により市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (6) 企画提案書作成上の基本事項
プロポーザルは、業務における具体的な取組み方法について募集するものであり、当該業務の具体的な内容や成果の一部(詳細な図面、模型等)を求めるものではない。
このため、許容された表現や項目以外の内容を含む企画提案は評価の対象としない。

(7) 本業務の実施にあたっては、市と十分な協議を行ない、指示事項については責任を持って対応するものとする。

12. 担当部署（提出・問合せ先）

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

沖縄市役所 建設部 公園みどり課（6階） 担当：伊集 一夫

T E L : 098-939-1212（内線 2658）

F A X : 098-934-3854

メール：parka65@city.okinawa.lg.jp